長野市自転車活用推進計画

(素案)

令和2年2月

長 野 市

目 次

1.	計画	īの概要1
1	- 1	計画策定の背景と目的1
1	- 2	計画の対象範囲1
1	- 3	計画の期間1
1	- 4	計画の位置付け2
2.	長野	・ 市における現状と課題
2	- 1	現状
2	- 2	市民意識7
2	- 3	課題
3.	計画	īの基本的な考え方10
3	- 1	目標像10
3	- 2	目標像を達成するための基本方針10
4.	自転	、車の活用に向けた施策11
4	- 1	自転車を活用したライフスタイルの定着11
4	- 2	自転車通行空間等の整備13
4	- 3	安全に向けた啓発と賠償責任保険加入の促進14
4	- 4	自転車を活用した観光振興16
5.	自転	E車ネットワークの構築17
5	- 1	基本方針
5	- 2	計画目標
		計画エリア17
		自転車ネットワーク路線17
		整備形態
6.	計画	īの推進体制と進捗管理21
6	- 1	推進体制
		計画の達成度をはかる指標21
7.	参考	資料22
7	- 1	上位・関連計画の概要22
7	- 2	自転車の特性と現状31
7	- 3	市民意識

1. 計画の概要

1-1 計画策定の背景と目的

自転車は、もっともエコでありながら、移動手段として大きなポテンシャルを有している 優れた交通手段です。しかしながら、急激に進んだモータリゼーションの波を受け、一般的 には「歩道を走行するもの」といった誤った認識の下、その能力を過小評価されてきた面が あるといえます。

持続可能な社会のあり方が求められる中、平成29年5月1日に「自転車活用推進法」が施行されました。この法律は、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念としています。法の施行に伴い、自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年6月に「自転車活用推進計画」が閣議決定されました。この計画は、いわゆる自転車の活用の推進に関しての基本となる計画であり、第11条には、市町村計画の策定について努力義務が規定されています。

本市ではこれまで、自転車に関する総合的な計画を策定した経過はありませんでした。しかし、人口減少・少子高齢化が進む中、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するに当たって、法に掲げる基本理念を踏まえ、交通手段の一つとしてのみならず、環境負荷の軽減や健康増進、観光振興など多岐にわたる場面で、自転車の果たす役割が重要になってきています。

そこで、「安全で安心な自転車通行空間の整備を推進し、自転車を活用した魅力あるまちづくり」を目指した取り組みを行うことを目的として、「長野市自転車活用推進計画」(以下、本計画とします)を策定し、以下の事項に取り組みます。

- 長野市の交通体系における自転車の位置づけと役割の明確化
- 自転車通行空間の確保と計画的な整備の推進
- 安全・安心の自転車利用に向けた広報啓発の推進
- 環境負荷の軽減、健康増進、観光振興等地域の実情に応じた施策の策定

1-2 計画の対象範囲

長野市全域を対象とします。

1-3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度(2020)から令和6年度(2024)までとします。

1-4 計画の位置付け

本計画は、自転車活用推進法第11条の規定に基づく、市町村自転車活用推進計画とします。 また、「第五次長野市総合計画」、「長野市公共交通ビジョン」、「長野市地域公共交通網形成計画」、「長野市都市マスタープラン」、「第10次長野市交通安全計画」を上位計画とし、その他の関連計画との整合を図ります。

さらに、国及び長野県において「自転車活用推進計画」が策定されていることから、これ らの計画を勘案し、長野市の実情に応じた計画とします。

上位・関連計画の体系 第五次長野市総合計画 幸せ実感都市『ながの』 ~"オールながの"で未来を創造しよう~ 上位計画 具体化 長野市公共交通ビジョン 長野市都市マスタープラン 具体化 立地適正化計画 長野市地域公共交通網形成計画 第 10 次長野市交通安全計画 自転車に関して具体化 長野市自転車活用推進計画 自転車ネットワーク計画 関連計画 長野市観光振興計画 第二次長野市環境基本計画 第三期長野市中心市街地活性化計画 長野市地球温暖化対策実行計画 ながの健やかプラン21 第二次長野市スポーツ推進計画

- 2 -

2. 長野市における現状と課題

2-1 現状

2-2 立地条件:地勢、気候

自転車に乗る際の抵抗となる自然条件としては、「坂」と「雨や雪」が挙げられます。

変速機能が充実した軽量なスポーツ車の利用者はともかく、多くの自転車利用者はできる限り起伏の少ない平坦な道での利用を望むでしょう。本市は市域の7割以上が坂道の多い中山間地域であり、それら地域での自転車の利用は限られたものとなることが想定されます。

気候に関しては、長野県が全件的に内陸特有の気候が明瞭であり、特に長野盆地から上田・ 佐久盆地にかけては特に雨が少ない地域です。しかし、冬には北部は季節風の影響で雪の日 が多い傾向にあり、自転車利用には厳しい天候となります。

X 7/10/2 0/0 0/10/10/2 1 1/10			
932.7mm 上 田	932.7mm	長 野	長
1,031.0mm 飯 田	1,031.0mm	松本	松
1,031.0mm 飯 田	1,031.0mm	松 本	松

1,884.9mm

表 県内の主な地点の年間降水量平年値*1

出典:長野地方気象台ウェブサイト *1平年値は昭和56年~平成22年

1822mm

*2 全国都道府県平均は「統計でみる都道府県の姿 2018」(総務省統計局)

全国都道府県平均*2

2-3 交通:分担率

木曽福島

長野市など5市3町村を対象範囲とする第3回長野都市圏パーソントリップ調査の結果によると、平成元年に実施した同調査と比較して、自動車利用の割合が増加している一方、自転車や徒歩といった移動手段は減少し、ますますモータリゼーションが進行している状況が明らかとなっています。

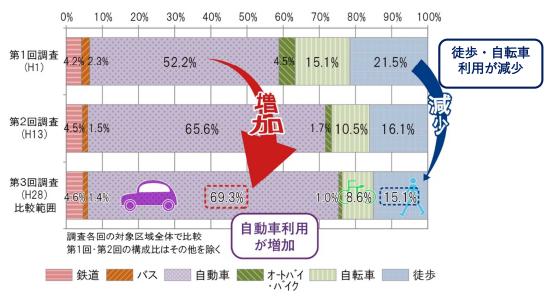


図 外出の際の移動手段

出典:第3回長野都市圏パーソントリップ調査結果(一部追記)

自動車の利用は短距離でも高くなっており、約 $5 \, \mathrm{km}$ であれば最も短時間で目的地に到着できるとされる自転車の利用は、短距離であっても低い現状です。



出典:第3回長野都市圏パーソントリップ調査結果

2-4 自転車通行空間

自転車関連の交通事故の削減や自転車の活用促進のため、自転車走行空間整備の必要性が高まっています。

長野市における自転車通行空間の総延長は、平成30年度末時点で12kmとなっています。

長野市では本計画とは別に「自転車ネットワーク計画」の策定作業を進めてきました。自転車ネットワーク計画は、地域の課題やニーズに対応しつつ、安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的としており、本計画における自転車通行空間整備に係る項目と一体のものとして策定し、取り組みを進めるものとします。



運動公園通り線 (自転車道)



上松吉田線 (自転車通行帯)

図 長野市における自転車通行空間の整備例

2-5 駐輪環境

現在、長野市では駅周辺等に市営自転車駐車場を設置しご利用いただいています。市営自転車駐車場は令和元年度末現在で33箇所、約9,500台分設置しており、すべて無料で利用できます。有料駐輪場は過去設置したものの、定着しなかった経緯があります。

2-6 放置自転車対策

長野市では特に長野駅周辺において放置自転車が問題となったことから、「長野市自転車等の適正利用の促進に関する条例(昭和58年12月22日条例第44号)を制定し、長野駅善光

寺口周辺の主要道路及び歩道を自転車等整理区域と定めて自転車の適正利用に向けた広報を行うとともに、特に放置自転車が集中する箇所での整理・撤去を行っています。

処分可能となった放置自転車については、市内自転車店(登録制)への売却(1台1,000円)し、整備・点検後にリサイクル自転車として販売するなど、有効活用を図っています。自転車店による買取の実績は、平成29年度で117台となっています。



図 自転車等整理区域

2-7 自転車関連事故の発生状況

長野市内での自転車関連事故件数の推移をみると、過去10年で件数自体は減少傾向にあります。しかし、自転車が関係しない交通事故も含めた交通事故全体に占める割合をみると、自転車が関係する事故の割合はほとんど変化していません。

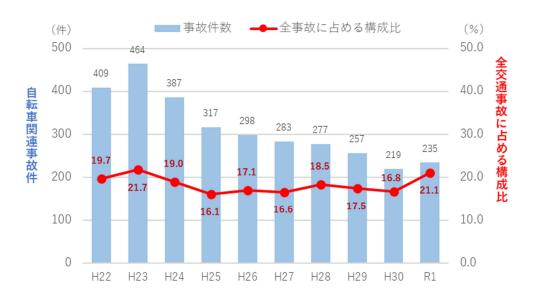


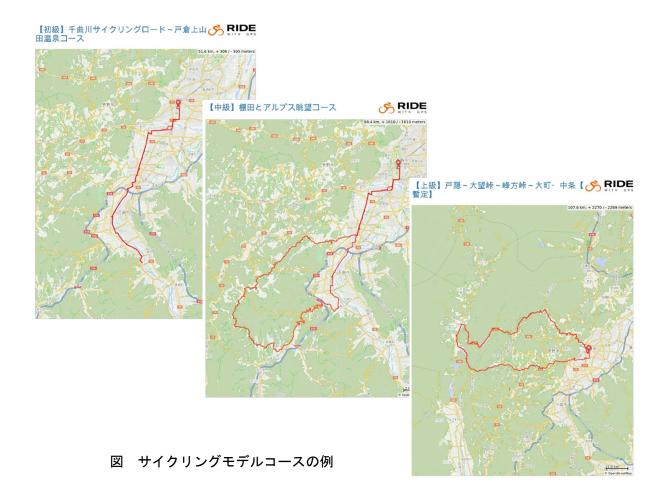
図 長野市内における自転車関連事故件数の推移

出典:長野市交通事故統計

2-8 自転車による観光の状況

長野市には、全国から参詣者を集める善光寺を初めとして、松代、飯綱高原、戸隠など多くの観光地が立地しています。自転車を利用した観光がどの程度行われているかを示すデータは存在していませんが、長野市への主要な出入口のひとつである長野駅では、自転車を持って列車から降り、自転車を組み立てる人の姿もみられます。市内のみならず、近隣の小布施町や千曲川サイクリングロードを通じて千曲市方面等へのツーリングが行われているものとみられます。

ながの観光コンベンションビューローではサイクリングモデルコースを設定し、インターネット上で公開しています。



2-9 市民意識

本計画の策定に先立ち、市民の自転車利用状況や安全についての意識、走行環境に関する 意見等を把握することを目的として、アンケートを実施しました。アンケートは市民と通学 等での自転車利用が多い高校生を対象に行いました。ここでは、アンケートの結果の一部を 記載します。

(1) 自転車の保有・利用状況

- ●使用できる自転車を保有している人は市民の回答者の7割近くでした。
- 自転車を日常的に利用している人は市民の回答者の半数近くに上り、目的は「買い物・ 食事」と「通勤・通学」が約7割でした。
- 自転車を利用する距離は、市民の回答者の 3/4 が 3km 未満でした。 高校生は 5km までで 回答者の 6割でした。
- 自転車を保有していない方及び保有してはいるが利用していないという方が利用しない 理由は「自転車では移動距離が長い」が最も多く、「荷物が多く自転車に積めない」、「体 力的に自転車に乗れない」などでした。
- 利用促進のための取り組みとして、賛同の意見が多かったものは「自転車が安全・快適に走行できる空間が整備される」、「駅・バス停周辺で駐輪スペースが整備される」、「商業施設周辺で駐輪スペースが整備される」などでした。

(2) 自転車利用環境について

- ① 自転車通行空間
 - 自転車走行ルートの選択理由は、市民では「車や歩行者が少ない」、「最短経路」、「時間的に早い」が多く、高校生では回答者の6割近くが「時間的に早い」でした。
 - 自転車での走行時に感じる危険としては、市民では「自動車の通行があるとき」が最も 多く、全回答者の半数以上でした。次いで「道路に凹凸や段差が多いとき」、「道路が狭いとき」、「道路が暗いとき」が多く寄せられました。全体的に道が狭いことや通行空間が未整備であることに起因するものと考えられます。一方高校生では「道路が狭いとき」が回答者の半数以上で最も多く、次いで「歩行者とすれ違うとき・追い抜くとき」、「自動車の通行があるとき」、「道路が暗いとき」が多い結果でした。
 - 自転車の走行に対して感じる危険としては、市民では「携帯電話等を操作しながらの運転」が最も多く、全回答者に占める割合は全体の3/4を超えました。次いで、「夜間の無灯火」、「交差点からの飛び出し」、「イヤホンをしながらの運転」も多く寄せられました。

② 駐輪環境

- 駐輪スペースについては、市民・高校生とも約7割が「ほぼ確保されており心配はない」 と回答しました。
- 市営駐輪場については、市民で満足との回答が4割強、不満との回答が4割弱であり、 満足と不満が同程度でした。なお、不満度は市街地地域でやや高い傾向がみられました。

(3) 自転車走行のルール・マナー

① 走行ルール

- 市民では、「信号無視や一時不停止などの規定の違反行為を反復して行った自転車利用者は、法令に定める自転車運転者講習を受講する必要がある。」のみ「知っている」が全回答者の 1/4 に留まりましたが、それ以外の項目では半数以上が知っていました。一方、高校生では全ての項目について半数以上が知っていました。
- ルールやマナーを向上させる取り組みについては、市民で「街頭での指導」が最も多く、次いで「取り締まりの強化」の順でした。これらの項目はいずれも回答者の半数以上が回答しました。高校生では、「取り締まりの強化」が最も多く、次いで「広報等への情報掲載」、「街頭での指導」の順でした。
- 交通安全教室については、「受講経験あり」が市民の全回答者の2割以下でした。また受講時期も大多数が10年以上前であることから、最新のルールや知識が伝わっていない可能性があります。

② 自転車賠償責任保険への加入

- 市民では、保険の加入者は約3割でした。「今後加入したい」は2割であり、保険に対する関心は高いと言えます。
- 高校生では回答者の8割近くが保険へ加入していました。また1割近くが今後加入したいと回答しました。

③ 点検・整備の実施

- 市民では、点検・整備を「受けていない」が全回答者の半数弱であり、点検を受けている人は2割未満でした。
- 高校生では「受けている」が全回答者の約半数であり、そのうち約半数は1年以内に受けていました。

(4) 自転車を活用したまちづくり

- ●市民に対して、シェアサイクルが導入され場合の利用意向を聞いたところ、「設置場所に よっては利用したい」と「利用したい」の合計が半数近くでした。
- ●長野市における自転車の取り組みについて、市民で満足度が比較的高いのは「自転車の 駐輪スペース」及び「自転車の走行の安全性」でした。一方、不満の度合いが比較的高 いのは「自転車の走行の安全性」及び「自転車利用者のマナー」でした。一方、高校生 で満足度が比較的高いのは「自転車の駐輪スペース」及び「自転車の総合的な使いやす さ」でした。

2-10 課題

長野市の現況や市民等の意識を踏まえ、長野市における自転車の活用の課題を以下の通り 整理しました。ここで抽出・整理した課題に基づき、本計画の基本方針を定めます。

2-11 自転車の利用に関する課題

- ●市民の多くが自転車を保有しており、日常的に使用している人も一定数いるものの、道 路事情や地域特性等により使いづらいと考えている人が多い。
 - ⇒ 走行空間の改善等の利用環境の向上により、利用率が高まる余地がある。

2-12 自転車通行空間及び駐輪環境の整備に関する課題

- 道が狭い(自転車が通行しにくい)。
- 通行が多い(自動車、自転車、歩行者が混在)。
 - ⇒ 通行空間の改善の余地がある。
- 一部の場所で駐輪スペースが不足している。
 - ⇒ 地域のニーズに応じた駐輪場を確保する必要がある。

2-13 安全・安心な自転車利用に関する課題

- 自動車、自転車、歩行者のそれぞれでルールやマナーの認識が異なっている。
- 同じ自動車ドライバーでも自転車に対する意識が人によって異なっている可能性がある。
- ●「道路はみんなのもの」すなわち「シェア・ザ・ロード」という意識が低い。
 - ⇒ 誰もが安心して自転車を利用し、安全性を高める余地がある。

2-14 自転車を活用したまちづくりに関する課題

- 自転車を利用した観光は一部にとどまっている。
- 観光資源は豊富に存在している。
- 交通アクセスの改善によって注目度は高まりつつある。
 - ⇒ 利用環境の向上、情報発信等により、観光振興の余地がある。

3. 計画の基本的な考え方

3-1 目標像

本計画の目標像は以下の通りとします。

○ 通勤・通学や買い物などで自転車が日常的に利用されている。

移動距離が 5km 以内の場合は、自転車が最有力候補となっている。

た 自転車が安全に安心して利用できるまちとなっている。

3-2 目標像を達成するための基本方針

上記の目標像を達成するための本計画の基本方針は以下の通りとします。

基本方針①

自転車を活用した ライフスタイルの定着

基本方針③ 安全に向けた啓発と 賠償責任保険加入の促進

基本方針② 自転車 通行空間等の整備

基本方針④ 自転車を活用した 観光振興

各方針に基づく具体的な施策は次の4章で説明します。

4. 自転車の活用に向けた施策

4-1 自転車を活用したライフスタイルの定着

【現状】

長野市を含む長野都市圏における代表交通手段は、2016 年時点で自動車が約70%と最も多く、自転車は9.4%となっています。自動車については全国の都市の平均45%(平日、2015年)と比較して高く、自動車への依存度が高い都市と言えます。朝夕の通勤時間帯には主要道路で激しい渋滞が発生しており、自転車や公共交通機関など、自動車以外への転換を促進する必要があります。

また、自転車を日常的に利用することは健康増進の面からも効果があります。本年度市民 及び高校生を対象に実施した「自転車に関するアンケート」では、自転車を利用する主な目 的としては「買い物・食事」及び「通勤・通学」の合計で7割近くに達しました。健康増進 の面から自転車を利用する人を増やしていく必要があります。

【施策の方向性】

自転車の利用を促すため、健康増進、環境負荷の軽減など、自転車の利用による効果と価値の広報啓発を行い、自転車を活用したライフスタイルの定着を図ります。また、鉄道駅や主要バス停周辺における駐輪場の整備をすすめ、通勤・通学における自転車の利便性を向上させます。

【具体的な施策の展開】

4-2 健康増進・環境負荷軽減につながる自転車の価値をPR

施策	具体的な内容
自転車の利用促進に つながる広報啓発	広報ながの、テレビ・ラジオ等の市政番組での広報と啓発を行います。市で実施している各種イベントや教室等を通じて自転車利用のPRや自転車に触れる機会をつくり、自転車利用の促進を図ります。
健康増進・環境負荷軽減につながる広報啓発	 広報ながの、テレビ・ラジオ等の市政番組での広報と啓発を行います。<再掲> 自動車等から自転車へ切り替えることによる環境負荷軽減効果等に関する資料を収集し情報提供します。 自転車に乗ることが生活習慣病予防や健康増進につながるよう、健康教育や健康相談等を通じて、自転車の運動強度や効果的な活用方法について市民へ情報提供をします。 働き盛り世代を中心に保健所健康課で定期発行している職場健康通信により、自転車活用と健康増進について普及啓発を行います。 誰もが健康的な生活習慣を形成できるよう、自転車活用を含め日常生活において身体活動量を増やす具体的な方法を提案します。

公共交通と組み合わせた 通勤・通学の推進	● 交通事業者等と連携し、サイクル・アンド・ライドを推進します。
	● 鉄道駅における駐輪場整備(新設、増設、改修)を推進します。
	利用者の多い主要なバス停周辺での駐輪場整備を推進します。
自転車マップの作成 アンケート 部会	自転車通勤・通学や買い物等に役立つ情報を集め、自転車の利用者目線に立った「自転車利用促進マップ」を作成します。統合型 GIS「長野市行政情報地図」に自転車利用に関連する情報を掲載します。

4-3 自転車通勤等の促進

施策	具体的な内容
自転車通勤拡大のための 広報啓発	企業等へ自転車通勤制度の導入を働きかけます。参考:国土交通省「自転車通勤導入に関する手引き」広報ながの、テレビ・ラジオ等の市政番組での広報と啓発を行います。<再掲>
エコ通勤運動の推進	交通事業者と連携を図りながら、企業等の協力を得て、マイカー通勤から電車やバス、自転車、徒歩などのエコ通勤への転換を促します。企業等が行う自転車通勤促進への取組を支援します。

4-4 自転車通行空間等の整備

【現状】

本年度市民及び高校生を対象に実施した「自転車に関するアンケート」によると、回答していただいた市民の7割近くが使用できる自転車を保有しており、その半分程度が日常的に自転車を利用していました。冬季に降雪や積雪はあるものの、市街地は比較的平坦であることから、自転車の利用に適したまちであるという意見も寄せられました。一方で、市内の道路が狭い、自転車通行空間が整備されていないなどの理由により、自転車を利用したくても利用できないという意見も多く寄せられました。

自転車通行空間の整備については、平成20年に「自転車通行環境に関するモデル地区」に 指定された際の整備計画に基づき、通行空間等の整備を進めてきました。

【施策の方向性】

本計画に併せて整備路線の見直しを行ない、自転車ネットワーク計画を策定しました。この計画に基づき、特に通勤・通学者にとって安全な通行空間の整備を進めます。また、地域の目的やニーズに応じた駐輪場の整備を推進します。

【具体的な施策の展開】

4-5 通勤・通学路の重点的な整備

施策	具体的な内容
自転車ネットワーク計画 に基づく自転車通行空間 の計画的な整備	● 自転車ネットワーク計画路線における迅速な整備を行います (特に短期整備路線)。● 市の管轄外の道路 (国県道) について、道路管理者 (国・県) との協議を行い、整備促進をはたらきかけます。
道路標識・道路標示の適 切な設置・運用	自転車走行に係る道路標識・道路標示類を適切に設置し、運用します。市の管轄外の道路(国県道)について、道路管理者(国・県)との協議を行い、整備促進をはたらきかけます。<再掲>
通行空間の利用方法、マ ナーの周知	● 自転車通行帯の新設等自転車通行空間の整備進展に合わせて、自転車の通行ルール等の広報啓発を行います。

4-6 目的やニーズに応じた駐輪場の整備

施策	具体的な内容
バス停周辺に駐輪スペー スを設置	● 交通事業者等と連携し、サイクル・アンド・ライドを推進します。<再掲>● 利用者の多い主要なバス停周辺での駐輪場整備を推進します。<再掲>
市営自転車駐車場の適正 な管理・運営	鉄道駅周辺の市営自転車駐車場について、安全性の確保と利便性の向上のため、適正な維持・管理を行います。長野駅自転車駐車場、篠ノ井駅東口自転車駐車場の老朽化等に伴う補修等の計画的な整備を進めます。
鉄道駅周辺駐輪場へのサ イクルラック等の設置	鉄道駅における駐輪場整備(新設、増設、改修)の協力を鉄道事業者へ働きかけます。鉄道駅における駐輪場の充実化を図ります(サイクルラックの設置、照明、防犯システム等の整備)。

4-7 安全に向けた啓発と賠償責任保険加入の促進

【現状】

令和元年(2019年)に長野市では、自転車事故が235件発生し、234人が負傷しています。 長野県全体でみると、自転車事故の負傷者825人のうち、16~19歳が27%、65歳以上が16% にのぼっています。長野県全体の過去10年でみると、自転車事故による死者の多くは高齢者が、負傷者の多くは15~17歳が多くなっています。

本年度市民及び高校生を対象に実施した「自転車に関するアンケート」によると、市民・高校生とも一部を除いて自転車のルールは多くの人が知っていました。一方、自転車のルールが守られていないという意見も多く寄せられていることから、交通安全意識の醸成が必要と考えます。

また自転車賠償責任保険への加入については、市民で回答者全体の3割程度であった一方、 高校生では8割近くが加入しています。

【施策の方向性】

自転車を安全に、安心して利用できるようにするため、交通ルールの周知や安全教育を行い、マナー向上を図ります。また、万が一に備えた自転車賠償責任保険への加入促進を図ります。

【具体的な施策の展開】

4-8 段階的な交通安全教育の推進

施策	具体的な内容	
世代に応じた交通安全教育の充実	 学校、自治会等が開催する交通安全教室へ交通安全教育講師を派遣し、幼児から高齢者まで幅広い世代に応じた交通安全教育の場を提供します。 学校等における体験型交通安全教室(スケアードストレイト技法による自動車交通安全教室)を実施します。 各世代の特性に合わせた教材(DVD等)の充実を図ります。 	
自転車交通安全に関する 人材の育成 <mark>県計画</mark>	県が主催する自転車指導者育成のためのリーダー研修会に 関する情報を広報啓発し、参加を呼びかけます。	

4-9 自転車の交通安全に関する広報啓発活動の推進

施策	具体的な内容
安全な自転車利用につな がる広報活動	● 自転車の走行ルール、安全のための取り組みなど、自転車事故の危険性等についての広報啓発を行います。● 自転車通行帯の新設等自転車通行空間の整備進展に合わせて、自転車の通行ルール等の広報啓発を行います。<再掲>
季別の交通安全運動等に おける街頭啓発活動の実 施	関係機関・団体と連携し、自転車利用者を含むすべての道路 利用者を対象とした街頭指導及び啓発活動を行います。

4-10 点検整備・自転車保険の加入促進など安全通行の確保

施策	具体的な内容
自転車保険の加入促進	● 県条例により、令和元年10月1日から県内での自転車利用には自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されたことから、様々な機会を通じて自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性を周知し、加入を促進します。
自転車の点検・整備の促 進	交通安全教室などを通じて、自転車の日常点検の必要性と方法の周知を行います。自転車販売店と連携し、点検・整備を促進する広報啓発を検討します。

4-11 災害時における自転車の活用推進

施策	具体的な内容
災害時における自転車活 用に関する検討	災害発生時において、被災状況の把握や住民の避難、ボランティアや支援者の移動支援等に自転車を活用する場合の課題と有用性について検討します。

4-12 自転車を活用した観光振興

【現状】

長野市には県外や県内他地域との交通結節点である長野駅・篠ノ井駅等があり、また上信越自動車道が通じていることから、公共交通や自家用車を利用して長野県へ出入りする観光客が多く訪れます。観光で自転車を利用する人々、いわゆるサイクリストにとっても長野市は長野県への出入口となっているほか、善光寺や戸隠等の魅力的な観光地を抱えていることから、サイクリングの目的地ともなっています。

【施策の方向性】

既存の資源を活かしつつ、サイクリスト向けの施設・サービス等の充実化を図るなどの環境整備を進めます。また、市内の観光地等をつなぐ新たなルートを開発し、サイクルツーリズムを推進します。

【具体的な施策の展開】

4-13 自転車走行環境や、サイクリストの受け入れ環境の整備

The state of the s		
施策	具体的な内容	
交通結節点等におけるサイクリストの受け入れサービスの充実	 主要駅(長野駅、篠ノ井駅)、道の駅等でサイクリストを受け入れるサービスの充実及び輪行作業スペースの明瞭化を図ります。 駅などの交通結節点を管理する交通事業者に対し、自転車の組立や解体を行うことができるスペースの確保を働きかけます。 	
利用拠点における利便施設の整備	● 利用拠点(主要結節点となる駅、道の駅等)で利便施設(サイクルラック、トイレ、給水設備、メンテナンス工具等)を整備する。	

4-14 サイクリングコースの提案等による、サイクルツーリズムの推進

施策	具体的な内容
千曲川サイクリングロー ドの環境整備	 千曲川サイクリングロードにおける路面標示・看板等の設置による環境整備を行います。 千曲川サイクリングロードの環境整備進展に合わせて、利用促進のための広報啓発を行います。 交通結節点(駅、バスターミナル等)からサイクリングロードへ至る誘導サイン類を整備します。
新たなサイクリングコースの設定と広報周知	 広域の市町村と連携しながら、豊かな自然景観を四季毎に楽しむことができ、長野市の特産品や料理等を味わうことのできるサイクリングコースを設定します。 設定したコースについて、インターネットや情報誌等の各種メディアにより情報発信します。 長野県が設定するジャパンアルプスサイクリングロードと連携を図ります。

5. 自転車ネットワークの構築

平成20年に「自転車通行環境に関するモデル地区」に指定された際の整備計画に基づき、 今回行なわれたアンケートの結果も踏まえ、長野市自転車ネットワーク計画を策定します。

5-1 基本方針

本計画(長野市自転車活用推進計画)の基本的な考え方に基づき、「自転車通行空間の整備 (通勤・通学路の重点的な整備)」を基本方針とします。

5-2 計画目標

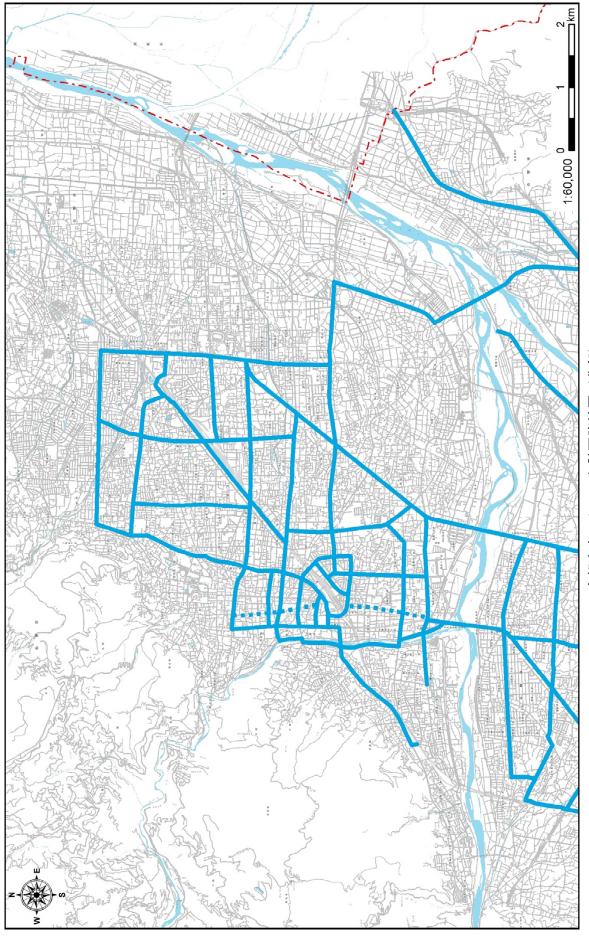
上記基本方針により、「通勤通学における通行空間の整備」「公共交通を活かした通行空間の整備」を計画目標とします。

5-3 計画エリア

市内平野部(都市計画区域)を対象エリアとします。

5-4 自転車ネットワーク路線

自転車ネットワーク路線を次ページ以降の図に示します。



自転車ネットワーク計画路線図(南部)

5-5 整備形態

ネットワーク計画路線の整備については、各路線の道路管理者が、現状や将来計画等の状況を勘案し、整備形態を決定し整備を行なっていきます。

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」においては、「自転車道」「自転車専用通行帯」「車道混在」の3種類の整備形態が示されています。自動車の交通量や通行速度等により整備形態を決定し整備することが望ましいことではありますが、整備には長い期間と多額の費用が必要となることから、現在指定されている「自転車通行可」の歩道を暫定形態として利用することを検討していきます。その際には、歩道では歩行者が優先であることを意識づけるために路面標示や看板等で注意喚起を行ない、自転車と歩行者の接触事故回避やマナー向上のための整備を行なっていきます。

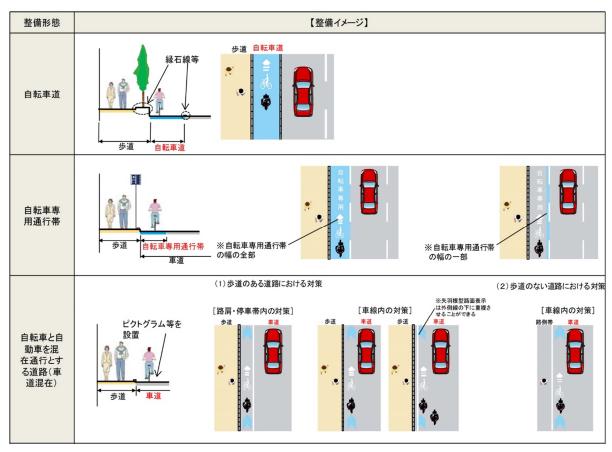


図 基本的な整備形態 (イメージ)

出典:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(国土交通省・警察庁)

6. 計画の推進体制と進捗管理

6-1 推進体制

計画の目標達成に向け、庁内の関係部署が緊密に連携しながら、個別の施策・事業の実施状況を確認するとともに、課題等を検討し、施策の推進を図ります。

本計画の関係部署

- 交通政策課(主担当)
- ●道路課

- 健康課
- 地域活動支援課
- スポーツ課

● 観光振興課

● 危機管理防災課

6-2 計画の達成度をはかる指標

本計画の達成度をはかる指標として、4つの基本方針ごとに指標を定め、目標値を設定します。基本方針ごとの指標と目標値を下表に示します。

これらの目標値は、計画期間の最終年にあたる令和6年度に各事業の実施状況及び各目標値の達成状況を確認し、課題を整理した上で事業を見直し、本計画の目標達成を目指すこととします。

基本方針ごとの指標と目標値

基本方針	具体的な内容
自転車を活用した ライフスタイルの定着	● 自転車を日常的に(週2、3日程度以上)利用する人が市民の半数以上 【検討中】 現状値「ほぼ毎日」及び「週2、3日程度」の合計が45.1% (令和1年度「自転車の利用に関するアンケート」による)
自転車通行空間等の 整備	● 自転車ネットワーク計画路線の整備延長が○km 以上 【検討中】 現状値 整備延長 12km
安全に向けた啓発と 賠償責任保険加入の促進	● 自転車が関係する事故件数が 15%減 【検討中】 現状値 235 件/年(令和元年)
自転車を活用した 観光振興	● 自転車の総合的な使いやすさを「満足」と感じる人が市民の 3割以上 【検討中】 現状値「満足」と「どちらかといえば満足」の合計が9.4% (令和1年度「自転車の利用に関するアンケート」による)

7. 参考資料

7-1 上位・関連計画の概要

(1) 上位計画

本計画に関連する上位計画の概要は以下の通りです。

① 第五次長野市総合計画(平成29年4月策定)

長野市の最上位計画として位置付けられている計画です。計画期間は平成29年度(2017)から令和8年度(2026)年度までです。目指すまちの将来像や目標を明らかにするとともに、これらを実現するための施策の大綱を示す「基本構想」、基本構想に掲げるまちの将来像や目標を実現するために必要な手段や施策を明らかにする「基本計画」、及び基本計画で定めた施策体系に基づく具体的な事業を示す「実施計画」の3層構造となっています。

第五次長野市総合計画における自転車関係の取り組みを以下に示します。

該当項目	内 容
分 野	4 防災・安全分野 安全で安心して暮らせるまち「ながの」
政策	2 安心して暮らせる安全社会の構築
施策	1 交通安全対策の推進
目指す状態	市民が交通事故の被害者・加害者になることなく、安全に安心して生活している。
主な取組内容	安全で円滑な自転車通行を確保します。(地域活動支援課、道路課、維持課)

該当項目	内容
/\	7 都市整備分野
分 野	快適に暮らし活動できるコンパクトなまち「ながの」
政策	2 拠点をつなぐネットワークの充実
施策	2 拠点をつなぐネットワークの整備
目指す状態	自家用乗用車に過度に頼らず、中心市街地、観光地などの拠点や生活機能
	の拠点を移動できる交通ネットワークが形成されている。
主な取組内容	●都市部における自転車ネットワークの形成に取り組みます。(道路課、交
	通政策課)
	● ミニバスターミナルの検討を含めた公共交通路線相互の乗換などの公共
	交通結節機能の向上に取り組みます。(交通政策課、道路課、都市政策課)

② 長野市公共交通ビジョン

長野市の中長期的な公共交通の目指す姿及び取り組みを示した計画で、長野市における公 共交通のマスタープランです。計画期間は平成27年度(2015)~令和6年度(2024)です。

長野市の公共交通の将来像を「人をつなぎ まちを育て 暮らしを守る公共交通」と設定しています。また、自治体、事業者及び市民が相互に協力し、地域が一体となって公共交通を構築していくための計画となっています。

長野市公共交通ビジョンにおける自転車関係の取り組みを以下に示します。

該当項目	内 容
基本方針	2 公共交通ネットワークの再構築
推進施策	2 ネットワークを利用しやすくするための利便性向上
項目	(1)結節機能、速達性・定時性の向上、利用者ニーズへの対応
施策の方向	公共交通路線相互の乗換え等の結節機能を向上させ、利用促進を図ります。
推進施策	● 結節機能の向上 バス停留所周辺に、公有地あるいは民間施設の活用を含めたパーク&ラ イド用駐車場、サイクル&ライド用自転車駐車場の整備を進めていきま す。

該当項目	内容
基本方針	2 公共交通ネットワークの再構築
推進施策	2 ネットワークを利用しやすくするための利便性向上
項目	(2) 自転車利用と公共交通との連携
施策の方向	移動手段として環境にも優しい自転車の魅力を高めることにより、通勤・ 通学・買い物への自転車利用を促進します。併せて自動車の利用を抑制し、 自転車の走りやすい環境づくりを目指します。
推進施策	 公共交通へのアクセス手段として自転車を上手に使えるよう、また、違法駐輪や自転車に関する事故の減少に向け、駐輪場の整備や自転車専用レーンの設置などのハード面の取組みを進めます。 自転車を利用する人にとって役立つ様々な情報を集め、自転車の利用者目線に立って、情報地図「長野市自転車利用促進マップ」を作成します。なお、利用者目線を重視するため行政が作るのではなく、自転車愛好家に制作を依頼することも検討します。 鉄道駅及びバス停留所周辺に、公有地あるいは民間施設の活用を含めた、サイクル&ライド用自転車駐車場の整備を進めていきます。

③ 長野市公共交通網形成計画(平成29年6月策定)

長野市公共交通ビジョンの施策のうち、短期で取り組むものを具体化し、中長期で取り組むものを検討しています。

長野市公共交通ビジョンにおける自転車関係の取り組みを以下に示します。

該当項目	内 容
基本方針	2 利用環境の整備
実施施策	(1)交通結節、乗り継ぎ環境の向上
項目	③パーク&ライド、サイクル&ライドの施設整備
実施する事業	結節点となる駅、バス停においてパーク&ライド用駐車場、自転車との乗継ぎを想定したサイクル&ライド用駐輪場の整備を進めます。駐車場、駐輪場は公有地を利用するほか、民間施設と連携した整備も併せて検討します。

該当項目	内 容
基本方針	2 利用環境の整備
実施施策	(2) 自転車利用と公共交通の連携
項目	①自転車利用環境の整備
実施する事業	自転車を公共交通の結節点へアクセスする重要な手段として捉え、自転車を上手に使えるよう、駅周辺の駐輪場利用実態調査等も参考にして、駐輪場や自転車専用レーンなどの整備を進めます。市全体として、自転車を利用しやすい環境をつくります。

該当項目	内容
基本方針	2 利用環境の整備
実施施策	(2) 自転車利用と公共交通の連携
項目	②自転車利用者への情報発信
実施する事業	自転車利用者に役立つ情報地図「長野市自転車利用促進マップ」を作成し、市内における自転車利用を促進します。作成にあたっては、自転車愛好家
人地 ア の サ 木	など自転車を利用する人の目線を取り入れます。

該当項目	内容
基本方針	2 利用環境の整備
実施施策	(2) 自転車利用と公共交通の連携
項目	③サイクルラックの導入検討
	バスと自転車の併用を促進するためにサイクルラックの導入を検討しま
実施する事業	す。サイクルラックは、まず、観光路線と位置づけられる路線への装備を
	検討しますが、将来的に生活路線への導入についても検討します。

④ 長野市都市計画マスタープラン (平成29年4月策定)

都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、都市づくりの将来ビジョンを定めるものです。長野市は人口減少と高齢化の本格的な進行により、人口増加期に拡大した市街地での人口密度の減少により、一部の地域では公共交通や生活を支えるサービスの提供が将来困難になることが懸念されています。そのような状況を踏まえ、市民生活を持続可能なものとしていくため、都市全体の視点からの取り組みを強力に進める必要が生じたことから、平成29年(2017)に改定されました。目標年次は令和18年(2036)としています。

長野市都市計画マスタープランにおける自転車関係の取り組みを以下に示します。

該当項目	内容
分 野	第4章 道路・交通施設整備の方針
基本方針	1 道路・交通施設整備の基本方針
項目	安全・安心で環境にやさしい交通施設整備
実施する事業	自転車利用を促進するための交通施設の整備を進める。

該当項目	内 容
分 野	第4章 道路・交通施設整備の方針
基本方針	2 道路・交通施設の整備方針
項目	(1) 道路整備の方針
	①コンパクトな都市(集約型都市構造)を支える道路の整備
実施する事業	自転車道ネットワークの調査・検討を進めるとともに、自転車利用の促
	進を図り、安全な走行空間を確保する。

⑤ 第10次長野市交通安全計画(平成28年10月策定)

安全で安心な社会を実現するには、高齢者、障害者等を含む全ての人々が、相互理解と思いやりをもって行動する共生の交通社会の形成を図ることが必要です。この社会の実現に向けて、長野市では昭和46年(1971)以降5年ごと10次にわたり「長野市交通安全計画」を策定し、取り組んできました。現在の「第10次長野市交通安全計画」は、平成28年度(2016)から平成32年度(2020)までの5年間を計画の期間とし、交通安全に関する諸施策の大綱を定め、市民の行動指針として自助、共助の取組みを呼び掛けるものです。

第10次長野市交通安全計画における自転車関係の取り組みを以下に示します。

該当項目	内 容
基本方針	第1節 道路交通環境の整備
実施施策	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
項目	(2) 通学路等の歩道整備等の推進
取り組み内容	イ 安全な歩行空間の確保小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童 及び幼児、高等学校、中学校に通う生徒の通行の安全を確保するため、 通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンプ・狭さく等 の設置、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車道・自転車専用通行 帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、立体横断施設の整備、横 断歩道等の拡充等の対策を関係機関と連携して推進します。

該当項目	内容
基本方針	第1節 道路交通環境の整備
実施施策	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
項目	(3)高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備
取り組み内容	ア 歩道等の整備 高齢者や障害者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平 坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備します。歩道の段差・ 傾斜・勾配の改善、エスコートゾーン、昇降装置付立体横断施設、歩行 者用休憩施設、自転車駐車場、障害者用の駐車枠等を有する自動車駐車 場等の整備を推進します。 ウ 道路環境のバリアフリー化 高齢者、障害者等の自立した目常生活及び社会生活を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道、昇降装置付立体 横断施設、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障害者用の駐車ます等を 有する自動車駐車場等の整備を推進します。

該当項目	内 容
基本方針	第1節 道路交通環境の整備
実施施策	2 幹線道路における交通安全対策の推進
項目	(2)事故危険箇所対策の推進
取り組み内容	・事故危険箇所においては、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、 中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等 の整備、道路照明・視線誘導標・自転車専用通行帯等の設置等の対策を 推進し、さらに公安委員会による信号機の新設・高度化、歩車分離式信 号の運用、道路標識の高輝度化を推進します。

該当項目	内 容
基本方針	第1節 道路交通環境の整備
実施施策	2 幹線道路における交通安全対策の推進
項目	(5)適切に機能分担された道路網の整備
取り組み内容	ア 異種交通の分離 高規格幹線道路から、居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図ります。

該当項目	内容
基本方針	第1節 道路交通環境の整備
実施施策	7 自転車利用環境の総合的整備
項目	(1)安全で快適な自転車利用環境の整備
取り組み内容	・自転車と歩行者の事故を防止するため、自転車は車両であるとの原則の下、自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の自転車走行空間ネットワークの整備により、自転車利用環境の総合的な整備を推進します。

該当項目	内 容
基本方針	第1節 道路交通環境の整備
実施施策	7 自転車利用環境の総合的整備
項目	(2) ソフト施策の推進
取り組み内容	・自転車ネットワークの形成や道路空間の整備、通行ルールの徹底を図る ため「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を周知し、さら に、自転車を共同で利用するコミュニティサイクルなどの自転車利用促 進策や、ルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進し ます。

該当項目	内 容
基本方針	第1節 道路交通環境の整備
実施施策	7 自転車利用環境の総合的整備
項目	(3) 自転車駐車場対策
実施する事業	・自転車等の駐車対策については、その総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)による施策を総合的に推進することとし、路外・路上の自転車駐車場の整備等を図り、自転車、歩行者の通行の安全も確保していきます。

該当項目	内容
基本方針	第2節 交通安全思想の徹底
実施施策	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
項目	(2) 自転車の安全利用の推進
実施する事業	 ・自転車は、本来車両であること、道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを周知していきます。 ・自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為等を防止するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。特に、歩道通行時におけるルールについての周知・徹底を図ります。 ・薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底するとともに、自転車の整備点検及び自転車側面等への反射材の取り付けを促進します。 ・保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進します。 ・幼児同乗中の危険性や交通事故実態について、広報啓発を推進するとともに、幼児向けの自転車用へルメットの使用を積極的に促進します。 ・自転車の交通事故発生時における警察への報告義務等の周知を図るとともに、自転車安全利用意識の向上と自転車加害事故による賠償責任への対応と被害者の救済のための損害賠償保険等への加入促進を図ります。

該当項目	内 容
基本方針	第2節 交通安全思想の徹底
実施施策	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
項目	(5) 反射材・自発光材の普及促進
実施する事業	 ・夜間の歩行者及び自転車利用者の交通事故防止に期待できる反射材・自発光材の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発活動を推進します。 ・反射材の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施や、関係機関・団体と協力した反射材の展示会等を開催します。 ・反射材等の普及に際しては、特定の年齢に偏ることなく全年齢を対象とし、衣服や靴、鞄等の身の回り品への反射材の利用を推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品について情報提供に努めます。

該当項目	内 容
基本方針	第4節 車両の安全性の確保
実施施策	2 自転車の安全性の確保
項目	(1) 自転車の点検整備の促進
実施する事業	・自転車利用者に対し、定期的に自転車安全整備店において点検整備を受ける気運を醸成するとともに、点検整備の確保及び自転車の正しい利用方法等の指導を目的とした自転車安全整備制度の拡充を図り、併せて付帯保険により被害者の救済に資することを目的とする TS マーク(自転車安全整備店の整備士が点検整備し、道路交通法に規定する普通自転車であることを確認して貼付するマーク。傷害保険及び賠償責任保険が付帯されている。)の普及に努めます。

該当項目	内容
基本方針	第4節 車両の安全性の確保
実施施策	2 自転車の安全性の確保
項目	(2) 自転車保険への加入促進
実施する事業	・近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースも あり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救 済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等 への加入を促進します。

該当項目	内容
基本方針	第4節 車両の安全性の確保
実施施策	2 自転車の安全性の確保
項目	(3) 夜間における自転車の安全対策
	・関係団体と協力した「夜間街頭活動 (ピカピカナイト作戦) 」等を実
実施する事業	施し、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及を促進し、自転車の被視認
	性の向上を図り、夜間における交通事故の防止を図ります。

(2) 関連計画

本計画の関連計画の概要は以下の通りです。

① 長野市観光振興計画(平成29年4月策定)

長野市の今後の観光振興に向けた具体的な行動を明確にし、長野市の経済の活性化を目的で策定しました。平成29年度(2017)から平成33年度(令和3、2021)を計画の期間としています。自転車に関係する取り組みとしては、「政策1 観光地域づくりの実践」の中で、「スポーツや文化芸術を活用した観光コンテンツの開発」においてロードバイクを含むとしています。

② 第二次長野市環境基本計画後期計画(平成29年4月策定)

長野市環境基本条例に基づく環境行政の基本計画として、第五次長野市総合計画と整合を図り、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、長野市の望ましい環境像の実現を目指すものとして策定しました。平成29年度(2017)から平成33年度(令和3、2021)を計画の期間としています。

この計画の中で自転車に関して直接的に言及はされていませんが、環境に関わる側面を持つ各種個別計画を策定する際は、環境基本計画との整合を図る必要があり、環境の保全と創造に関する又は環境に影響を及ぼすおそれのある施策・事業はこの計画に従って実施する必要があることから、関連計画として位置付けます。

③ 長野市中心市街地活性化プラン (平成29年10月策定)

長野市の中心市街地におけるまちづくりの中長期的な一貫性を確保しつつ、現状に即した中心市街地の活性化を図るために、国の認定を受けた第一期・第二期長野市中心市街地活性化基本計画を継承する形で、独自計画ととして策定しました。平成29年度(2017)から平成33年度(令和3、2021)を計画の期間としています。

具体的な取り組みとして自転車に関して直接的に言及はされていませんが、計画達成度を はかる指標として「歩行者・自転車通行量」を取り上げています。

④ 長野市地球温暖化対策実行計画(平成29年4月策定)

長野市における温室効果ガス削減に関する市民・事業者・行政の取組を推進し、地球温暖 化の抑止を図ることを目指す計画です。施策の中で「自転車利用の促進」を掲げています。

⑤ ながの健やかプラン 21 (平成 29 年 3 月策定)

健康増進法第8条に基づく「市町村健康増進計画」に位置付けられる計画で、市民の健康づくり支援の基本的指針となるものです。平成29年度(2017)から平成34年度(令和4、2022)を計画の期間としています。「すべての市民が支え合い、健やかで心豊かな暮らしを実感できるまちを目指して〜健やか未来都市"ながの"」を基本理念として、市民の健康寿命の更なる延伸を目標として掲げています。

この計画の中で自転車に関して直接的に言及はされていませんが、運動・スポーツの機会の提供や普及啓発活動を実施していることから、関連計画として位置付けます。

⑥ 第二次長野市スポーツ推進計画(平成29年4月策定)

スポーツ基本法に基づき、長野市独自の計画として策定しました。平成 29 年度(2017)から平成 33 年度(令和 3、2021)を計画の期間としています。

長野市はこれまで、1998年に開催された長野オリンピック・パラリンピックに代表されるスポーツイベントをはじめ、これまで培われてきた多数のスポーツに関連する有形無形の財産があり、これらを活かしたまちづくりを推進することを目的としています。この計画の中で自転車に関して直接的に言及はされていませんが、運動・スポーツの機会の提供や普及啓発活動を実施していることから、関連計画として位置付けます。

7-2 自転車の特性と現状

7-3 特性

7-4 5km 程度の短距離移動に適している

自転車は、5km 程度の短距離の移動において、自動車や鉄道・バス等の公共交通機関より も所要時間が短くなっています。特に市街地においては、最も時間的かつ経済的な交通手段 と言えます。

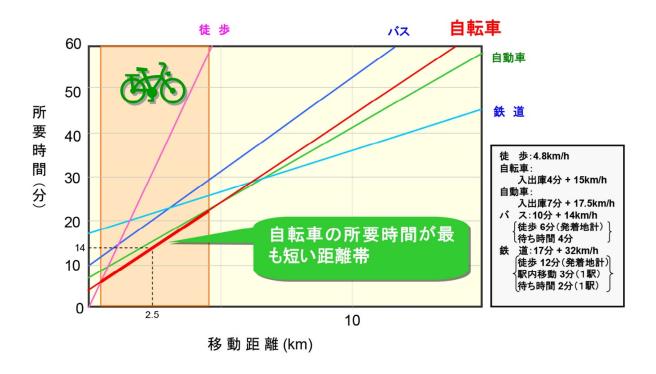


図 交通手段別移動距離と所要時間の関係

出典:新たな自転車利用環境のあり方を考える懇談会 会議資料(国土交通省、平成19年)

コンパクトなまちづくりは、これからのまちづくりの重要な課題です。コンパクトなまちでは医療・福祉施設、商業施設や住居などを集約され、区域内での移動距離が短くなるため、自転車が重要な移動手段としてクローズアップされます。加えて電動アシストタイプや、安定性が高く荷物の搭載力に優れた三輪自転車など、高齢者にとっても利用しやすい自転車が普及しつつあることから、まちなか移動の主役として自転車を位置づけることが可能になります。

また、自転車で移動する場合、多くはドア・トゥ・ドアで目的地にたどり着けることに加え、季節の変化を肌で感じたり、新しいお店を発見したりするなど、心身ともにリフレッシュできるとともに、移動することそのものに喜びや楽しさを見出すことができることが大きな魅力です。

7-5 健康増進に効果がある

「自転車に乗る」運動は「速歩」とほぼ同程度の活動強度で、軽い負荷であっても約4メッツ(「メッツ」とは、安静時を1とした場合に何倍のエネルギーを消費するかで活動の強度

を表す)の活動強度があります。

厚生労働省がまとめた「健康づくりのための身体活動基準 2013」では、18 から 64 歳の運動の基準として「息がはずみ汗をかく程度の運動」(3 メッツ以上)を、「毎週 60 分行う」としています。例えば、片道 15 分を自転車で通勤すれば、この基準の倍以上の運動を行うことになります。

一般社団法人日本自転車普及協会によると、自転車に乗ることで期待できる効果を次のとおりにまとめています。

表 自転車に乗ることで期待できる健康上の効果

①血糖値を下げ、糖尿病の 予防に	● サイクリングによってインシュリンが正しく働き、糖尿病の予防になることがわかっています。また、普段から日常的に自転車に乗ることで、効率よく血糖値が下がることがわかっていませ
	す。 ● 日常的に自転車に乗ることで、善玉コル捨てロールが増加して
②コルステロールを下げ、 動脈硬化の予防に	血液の流れがよくなり、動脈硬化・心筋梗塞など生活習慣病の 予防になります。
③体の免疫力UPで強い体	● 普段から自転車に乗ることで、体内のリンパ球が増加して免疫
12	力を高め、病気に強い健康的な体を作ることができます。
④抗酸化作用を高めていつ	● 日常的に自転車に乗っている人は、一般の人に比べて高い抗酸
までも健康な体に	化能力を持っていることが研究でわかっています。
⑤体の余計な脂肪を落とし	● 脂肪を燃焼させるためには、体内に十分な酸素を取り入れなが
てすっきりとした体に	ら体の大きな筋肉を動かし続ける有酸素運動がおススメです。
⑥有酸素運動で心肺機能を	● 有酸素運動を続けていくと心肺機能が上がり、運動する前と比
高めよう	べて呼吸の乱れがなくなったり、長い時間運動することができ
	るようになります。
⑦自転車に乗ってストレス	● サイクリングをすると精神的健康度が良好な状態になり、特に
解消	抑うつ症状に効果があると最近の研究でわかっています。

出典:「自転車に乗って健康になろう」(日本自転車普及協会)

7-6 環境にやさしい

自転車は走行時に化石燃料を使用せず、地球温暖化の要因とされる二酸化炭素(CO_2)を排出しないなど、環境への負荷が極めて小さい交通手段です。平成 19 年度(2017)の輸送部門における CO_2 の排出量をみると、自家用乗用車が 1km あたり 137g の CO_2 を排出しているのに対し、公共交通機関であるバスは 56g、鉄道は 19g と大幅に少なくなっていますが、自転車であれば 0 となります。

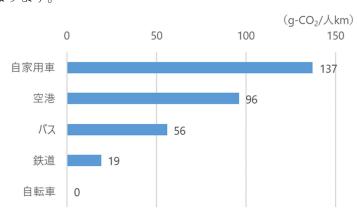


図 1人1km あたりの二酸化炭素排出量 (g-CO₂/人・km、2017年度)

出典:国土交通省総合政策局環境政策課資料

7-7 低コスト

自転車はガソリンを必要とせず、保有等に税金もかからないため、自動車に比べてコスト が少なくて済む利点があります。

片道 5km の道のりを通勤する場合について、1 年間に要する経費(維持費)の概算を比較してみます。

自動車通勤の場合			
項目	金額	算出方法	
自動車税	¥10,800	● 軽自動車(乗用)	
重量税	¥12, 300	● 車検時に支払い (2 年ごと)	
自賠責保険	¥12, 422	• II	
自動車任意保険	¥80,000	● 6 等級新規、26 歳以上、車両保険なし	
点検費用	¥15,000	● 12 ヵ月点検	
車検費用	¥25,000	● 1 回あたり¥50,000/2 年と想定	
駐車場代	¥36, 000	● ¥3,000/月を借りると想定	
燃料代	¥23, 200	● 片道 5km で 20 日/月、燃費 15km/ℓ、ガソリン代¥145/ℓ	
消耗品	¥20,000	● スタッドレスタイヤ、オイル交換費用等	
合計	¥234, 722		
月当たり	¥19, 560		

自転車通勤の場合				
項目	金額	算出方法		
保険料	¥7,000	● 個人賠償責任3億円と想定		
整備費用	¥5,000	● タイヤ・ブレーキなど消耗品の交換費用		
装備費	¥2,000	● ヘルメット、ライトなど 2 万円分を 10 年間使用と想定		
合計	¥14,000			
月当たり	¥1, 167			

ここでは、車両の取得にかかる費用は含めていません。維持費だけみても、自動車と自転車では16倍以上の開きがあります。自家用車は通勤だけに使うものではないため、割り引いて比較する必要はありますが、自転車のコストパフォーマンスはかなり優れているといえるでしょう。

7-8 取り巻く現状

7-9 国及び長野県の動向

【国の自転車政策】

平成29年12月9日に自転車活用推進法が成立し、同16日に公布されました。この法律は、超党派の国会議員により組織された「自転車活用推進議員連盟」の自転車活用プロジェクト・チームにおいて平成25年12月にとりまとめられた提言をもとに議員立法として提案されたものであり、全会一致をもって成立したものです。法律においては、自転車の活用の推進が、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することが掲げられています。

法律の施行に伴い、国土交通大臣を本部長とする「自転車活用推進本部」が設置され、各省庁にまたがる課題を調整しながら、総合的に自転車活用推進施策を展開することとしています。

こうした動きに先がけて平成23年には警察庁より、自転車は「車両」であり、原則として 車道通行を徹底することや、自転車が通行可能な歩道を見直すことなど、自転車に対する総 合対策を進める通達があり、併せて道路交通法が一部改正されるなどの法整備が進んでいま した。

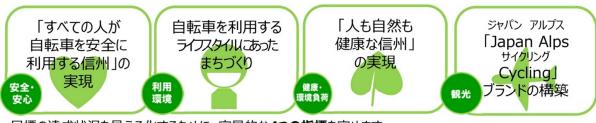
自転車をめぐる国のこうした動きは、自転車が持つ交通手段としての可能性を広げるだけでなく、安全な利用を前提に健康増進や観光振興といった多方面への効果を視野に入れたものとして受け止めることができます。

平成30年6月に「自転車活用推進計画」が閣議決定されました。この計画では、①自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成、②サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現、③サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現、④自転車事故のない安全で安心な社会の実現の4つの目標を掲げ、実施に取り組んでいます。

【長野県の施策】

長野県では、「安全・安心な県民生活の確保」と「自転車の利用促進」を基本理念とする「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」(平成31年3月18日、長野県条例第6号)を制定し、この条例に基づく「長野県自転車活用推進計画」を平成31年3月に策定しました。

この計画では、自転車の安全な利用や利用環境の整備、また、長野県の特長を生かした健康増進、環境負荷の低減、観光振興における活用等について、総合的で計画的な施策の推進を図ることとしています。



目標の達成状況を見える化するために、定量的な4つの指標を定めます



図 長野県自転車活用推進計画の目標と指標

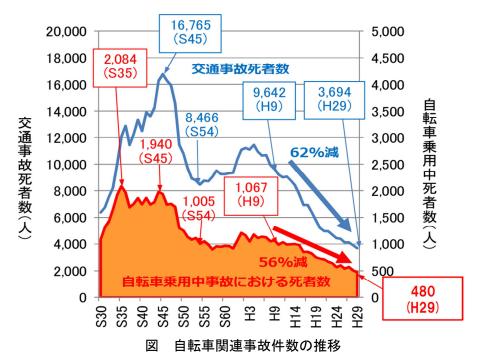
出典:長野県自転車活用推進計画(概要版)

また、この計画において掲げた目標の1つである「Japan Alps Cycling」ブランドの構築に向け、官民連携によるオール長野で取り組むための推進体制として「Japan Alps Cyclingプロジェクト」を令和元年(2019年)6月に設立しました。このプロジェクトは、自転車による地域の振興に寄与することを目的とし、①国内外へのサイクルツーリズムに関する情報発信、②イベント開催の支援、③サイクリングルート設定の支援、④サイクルツーリズムを推進するサポートサービスの検討、⑤サイクルツーリズム推進団体間の情報発信・連携促進、⑥サイクルツーリズムに関わる人材の育成、⑦安全に関する普及・啓発、⑧サイクリストをはじめとした観光客の誘客促進を図る取組み、⑨その他サイクルツーリズムの推進に資する取組み等に取り組むこととしています。

特に③サイクリングルート設定の支援では、長野県をほぼ一周する全長 800km のサイクリングルート設定が進められており、長野市内も長野駅、善光寺、千曲川サイクリングロード等を経由するルートが検討されています。

7-10 自転車事故の発生状況

交通事故による死者数は昭和 45 年をピークに減少傾向にあり、平成 9 年から平成 29 年にかけては約 62%の減少率となっています。一方、自転車乗車中の事故による死者数は、同じ期間において 56%の減少率となっており、交通事故全体に比べて減っていない状況です。



出典:自転車活用推進計画の策定について(国土交通省、データは警察庁)

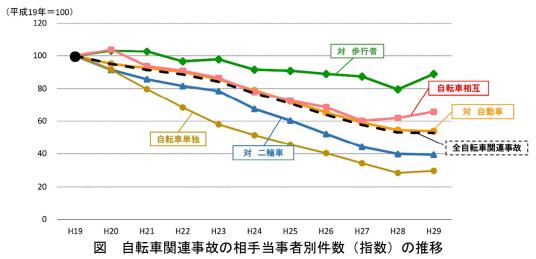
死亡事故に限らない事故件数をベースにした統計でも同様の傾向が見られ、自転車関連事故件数そのものは減少していますが、全交通事故に占める割合は減少していません。



図 自転車関連事故件数の推移

出典:平成29年における交通死亡事故の特徴等について(警察庁)

さらに自転車関連事故の内容を詳しく見てみると、対自動車・二輪車に比べ、対歩行者や 自転車相互の事故の割合が相対的に増えていることがわかります。

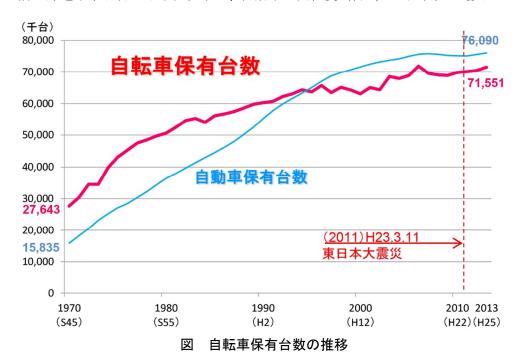


出典:平成29年における交通死亡事故の特徴等について(警察庁)

このような自転車事故の傾向を断ち切るためには、道路交通法の遵守はもとより、自転車 走行空間の整備といったハード面の対応も必要と考えられます。

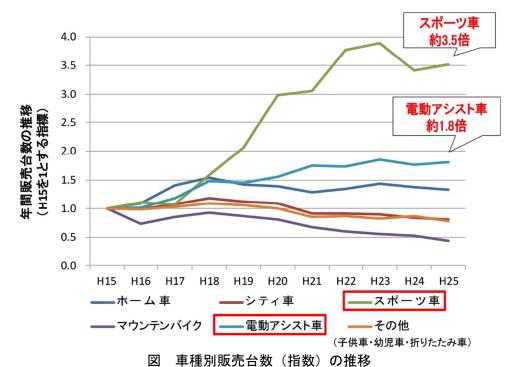
7-11 自転車の多様化

生活に身近な乗り物である自転車は、自動車と同程度(約7,200万台)で増加しています。



標本調査による推計値。自動車保有台数は二輪車を除く、各年3月の登録台数。 出典:自転車施策をとりまく環境(警察庁、データは自転車(S45~H20)(社)自転車協会、 自転車(H21~H25)(財)自転車産業振興協会及び自動車(財)自動車検査登録情報協会)

近年の自転車販売台数の推移によると、平成15年に比べてスポーツ自転車が約3.5倍、電動アシスト車が約1.8倍の伸びを示しており、ホーム車や通学に人気のあるシティ車のみならず、持ち運びに便利な折りたたみ型やクイックな動きが特徴の小口径車なども普及するなど、自転車の形が多様化していることがうかがえます。



出典:自転車施策をとりまく環境 (警察庁、データは(財)自転車産業振興協会)

7-12 災害発生時の利用可能性

東日本大震災などの災害を契機として、いざというときに人力で移動できる手段としての 機能に着目する動きもあります。

長野市では令和元年 10 月に台風 19 号による大雨から千曲川などの複数の河川で氾濫が発生し、長沼・豊野地区や松代地区、篠ノ井地区などを中心に洪水被害を受けました。洪水発生直後、道路網が寸断されて自動車が通行できない状況において、自転車が被災状況の確認や避難、支援物資の運送等に効果を発揮しました。

7-13 観光振興

平成29年に経済産業省北海道経済産業局がまとめた「サイクル・イベントの経済波及効果調査報告書によると、北海道で開催された2つのイベントのほか、全国的にも有名なイベントについての経済効果をまとめています。

イベント名称	事業費概算	経済効果額	想定効果 範囲	経済効果 /事業費
丘のまちびえい センチュリーライド	1,800 万円	6,800万円	北海道	3.8倍
利尻島一周 ふれあいサイクリング	145 万円	1,200万円	北海道	8.3倍
瀬戸内しまなみ海道・ 国際サイクリング大会*1	4億7,800万円	6億2,898万円	愛媛・広島	1.32 倍
第 27 回全国トライ アスロン宮古島大会*2	8,900 万円	3億2,600万円	沖縄県内	3.66 倍

出典 サイクル・イベントの経済波及効果調査報告書(経済産業省北海道産業局) (*1 ㈱いよぎん地域経済センター/*2 ㈱おきぎん経済研究所)

同調査書では、「サイクルツーリズムは地域への経済波及効果や、地域が丸ごと商品となる価値を生み出すものであり、特にライダーと観覧者、イベントボランティアなどの参加が多く見込まれる「サイクル・イベント」は、地域への集客・消費等の経済的効果が期待される」とし、サイクルツーリズムの更なる推進に向けたキーワードとして「スポーツ型」と「観光型」を挙げ、その可能性を示唆しています。

また、季節に応じた自然の美しさや起伏にとんだ地形は、ロングライドと呼ばれる比較的 長距離の自転車ツーリングに適しており、国内のみならずインバウンドの手法としても効果 が期待されています。

7-14 市民意識

本計画の策定に先立ち、市民の自転車利用状況や安全についての意識、走行環境に関する 意見等を把握することを目的として、アンケートを実施しました。アンケートは市民と通学 等での自転車利用が多い高校生を対象に行いました。ここでは、アンケートの結果の一部を 抜粋します。

7-15 アンケートの概要

アンケートの実施状況は下記のとおりです。

7-16 市民向けアンケート

調査対象 長野市内在住者(19 歳以上) 2,639 人

調査方法 郵送による配布及び回収

● 調査期間 令和元年 11 月 13 日 (水) ~ 12 月 2 日 (月)

945件(回収率35.8%) ● 有効回収数

7-17 高校生向けアンケート

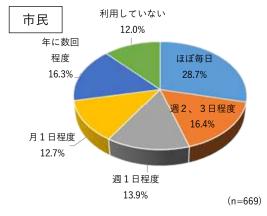
- 調査対象高校等(順不同):長野市内の高校で自転車通学の生徒がいる以下を対象 長野工業高校/国立長野高専/長野高校/長野俊英高校/長野商業高校/市立長野高校 /長野女子高/長野清泉女学院高校/長野西高校/長野日大高校長野東高校/長野南高 校/長野吉田高校/文化学園長野高校/更級農業高校/篠ノ井高校/松代高校/長野西 高校中条校/篠ノ井高校屋峡校
- 有効回収数 1,026 件

7-18 自転車の保有・利用状況

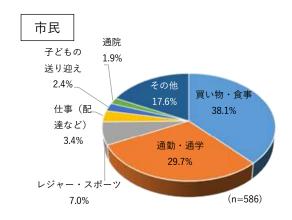
- ●使用できる自転車を保有している人は市民の回答者の7割近くでした。
- ●保有している自転車の種類は、市民の回答者の3/4がシティサイクルでした。
- 自転車を日常的に利用している人は市民の回答者の半数近くに上り、目的は「買い物・ 食事」と「通勤・通学」が約7割でした。
- 自転車を利用する距離は、市民の回答者の 3/4 が 3km 未満でした。高校生は 5km までで 回答者の6割でした。



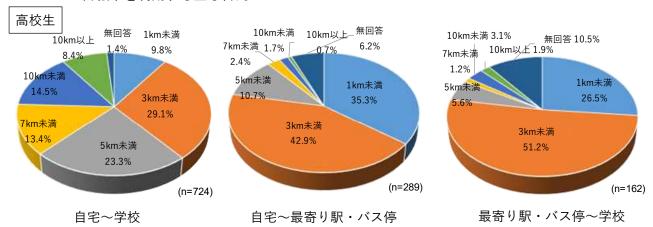
自転車の保有状況



自転車の利用頻度

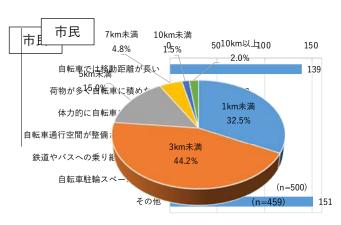


自転車を利用する主な目的



自転車を利用する距離

● 自転車を保有していない方及び保 有してはいるが利用していないと いう方が利用しない理由は「自転 車では移動距離が長い」が最も多 く、「荷物が多く自転車に積めな い」、「体力的に自転車に乗れない」 などでした。



自転車を利用する距離

●利用促進のための取り組みとして、賛同の意見が多かったものは以下の通りでした。

(() 内は全回答者に占める割合を示します)

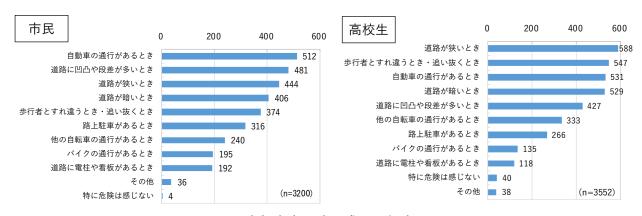
順位	市民
1	自転車が安全・快適に走行できる空間が整備される(75.9%)
2	駅・バス停周辺で駐輪スペースが整備される(72.6%)
3	商業施設周辺で駐輪スペースが整備される (69.6%)
4	交通安全ルールとマナーが周知され向上する(68.6%)

 ●市民の自転車非保有者についての集計結果では、賛同の意見が多かったものとして「自 転車が安全・快適に走行できる空間整備」、「駅・バス停周辺での駐輪スペース整備」、「商 業施設周辺での駐輪スペース整備」、「交通安全ルールとマナーの周知と向上」が挙げら れました。

7-19 自転車利用環境について

7-20 自転車通行空間

- 自転車走行ルートの選択理由は、市民では「車や歩行者が少ない」、「最短経路」、「時間 的に早い」が多く、高校生では回答者の6割近くが「時間的に早い」でした。
- 自転車での走行時に感じる危険としては、市民では「自動車の通行があるとき」が最も 多く、全回答者の半数以上でした。次いで「道路に凹凸や段差が多いとき」、「道路が狭いとき」、「道路が暗いとき」が多く寄せられました。全体的に道が狭いことや通行空間が未整備であることに起因するものと考えられます。一方高校生では「道路が狭いとき」が回答者の半数以上で最も多く、次いで「歩行者とすれ違うとき・追い抜くとき」、「自動車の通行があるとき」、「道路が暗いとき」が多い結果でした。
- 自転車の走行に対して感じる危険としては、市民では「携帯電話等を操作しながらの運転」が最も多く、全回答者に占める割合は全体の3/4を超えました。次いで、「夜間の無灯火」、「交差点からの飛び出し」、「イヤホンをしながらの運転」も多く寄せられました。
- ●危険箇所としては、高校生の回答で「道が狭い」が最も多く、次いで「見通しが悪い」、 「車通りが多い」の順でした。



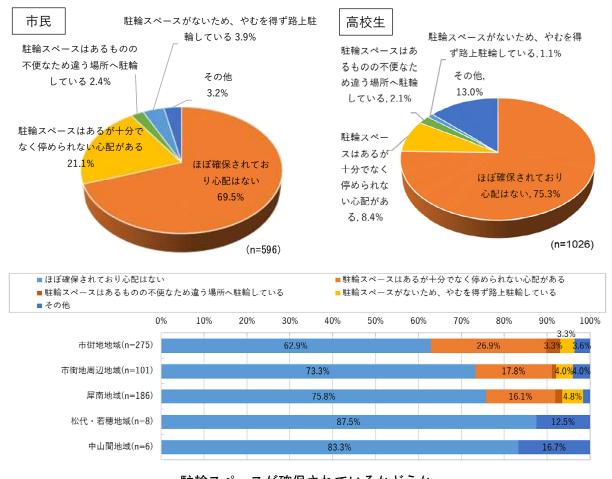
自転車走行時に感じる危険



自転車走行に対して感じる危険

7-21 駐輪環境

● 駐輪スペースについては、市民・高校生とも約7割が「ほぼ確保されており心配はない」 と回答しました。



駐輪スペースが確保されているかどうか

- 市営駐輪場については、市民で満足との回答が4割強、不満との回答が4割弱であり、 満足と不満が同程度でした。なお、不満度は市街地地域でやや高い傾向がみられました。
- 高校生では、駐輪スペース全体についての設備整備の要望をお聞きしており、「駐輪スペースを増やしてほしい」、「照明を付けるか増やしてほしい」、「屋根を付けてほしい」が 多く寄せられました。



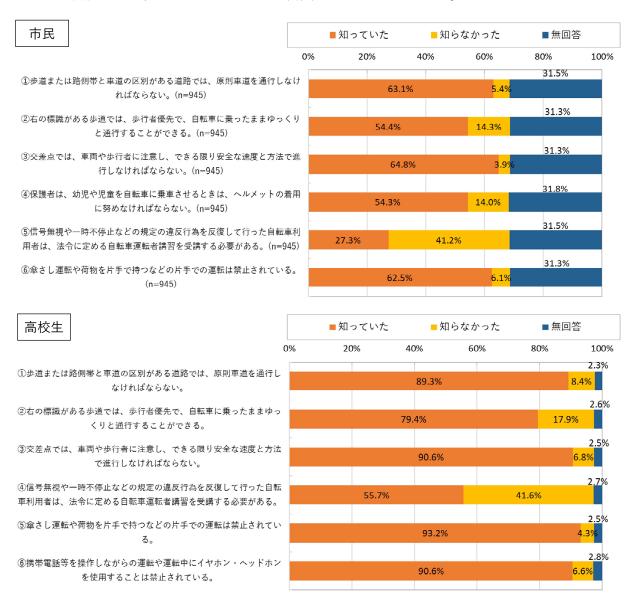
市営駐車場の満足度

駐輪スペースに整備してほしい設備

7-22 自転車走行のルール・マナー

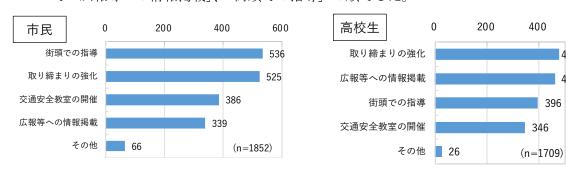
7-23 走行ルール

- 市民では、「信号無視や一時不停止などの規定の違反行為を反復して行った自転車利用者は、法令に定める自転車運転者講習を受講する必要がある。」のみ「知っている」が全回答者の 1/4 に留まりましたが、それ以外の項目では半数以上が知っていました。
- 高校生では、全ての項目について半数以上が知っていました。



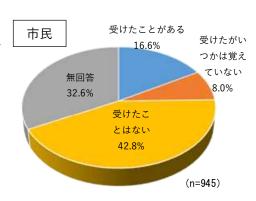
自転車走行ルールの認知度

● ルールやマナーを向上させる取り組みについてお聞きしたところ、市民では「街頭での 指導」が最も多く、次いで「取り締まりの強化」の順でした。これらの項目はいずれも 回答者の半数以上が回答しました。高校生では、「取り締まりの強化」が最も多く、次い で「広報等への情報掲載」、「街頭での指導」の順でした。



ルール・マナー向上のための取り組み

● 交通安全教室については、「受講経験あり」が市 民の全回答者の2割以下でした。また受講時期 も大多数が10年以上前であることから、最新の ルールや知識が伝わっていない可能性がありま す。



479

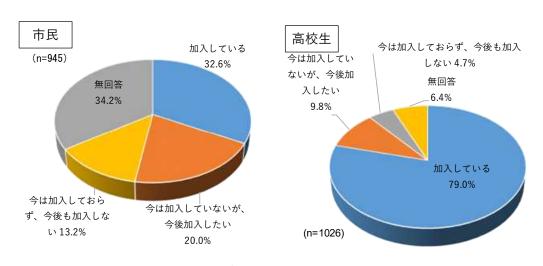
462

396

7-24 自転車賠償責任保険への加入

交通安全教室の受講経験

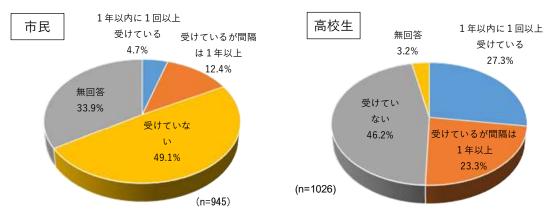
- 市民では、保険の加入者は約3割でした。「今後加入したい」は2割であり、保険に対す る関心は高いと言えます。
- 高校生では回答者の8割近くが保険へ加入していました。また1割近くが今後加入した いと回答しました。



自転車賠償責任保険への加入状況

7-25 点検・整備の実施

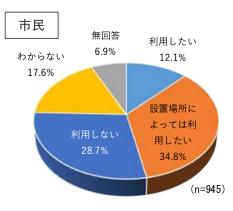
- 「受けていない」は市民で全回答者の半数弱であり、点検を受けている人は2割未満で した。
- 高校生では「受けている」が全回答者の約半数であり、そのうち約半数は1年以内に受けていました。



自転車の点検・整備の実施状況

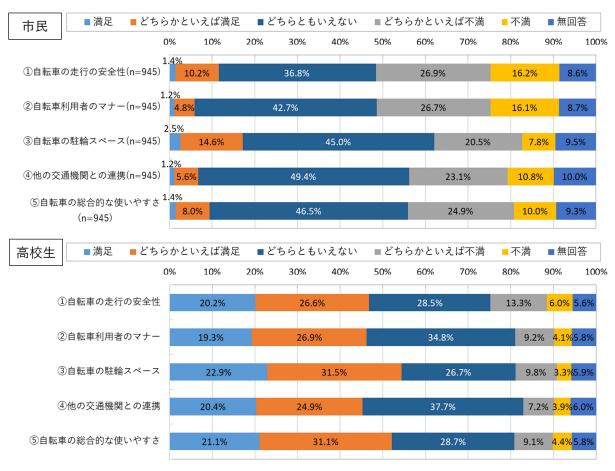
7-26 自転車を活用したまちづくり

- ●市民に対してシェアサイクルが導入され場合の 利用意向を聞いたところ、「設置場所によっては 利用したい」と「利用したい」の合計は半数近く でした。
- ●長野市における自転車の取り組みについて、市民 で満足度が比較的高いのは「自転車の駐輪スペース」及び「自転車の走行の安全性」でした。一方、 不満の度合いが比較的高いのは「自転車の走行の 安全性」及び「自転車利用者のマナー」でした。



シェアサイクルの利用意向

● 高校生では、満足度が比較的高いのは「自転車の駐輪スペース」及び「自転車の総合的 な使いやすさ」でした。



長野市における自転車の取り組みの満足度